

平成27年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-②)

施策名	5-3.野生生物の保護管理				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	1,794	2,332	2,800	2,941
	補正予算(b)	0	1,601	503	-
	繰越し等(c)	△1,506	▲1,112	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	3,300	2,821	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	2,772	2,648	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	(～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 1国内希少野生動植物種の新規指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		—	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	32年度	○
		—	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	41種	86種	300種	
		—	—	—	30種	75種	—		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
	2 奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		○年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	34年度	-
		—	0.13頭	0.08頭	0.04頭	0.015頭	集計中	0頭(毎年度減少)	
		—	—	—	—	—	—	—	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
	3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	35年度	-
推定の中 央値ニホン ジカ328 万頭、イノ シシ97万 頭 ※27年度 に算出		ニホンジカ 328万頭 イノシシ 97万頭	ニホンジカ 346万頭 イノシシ 96万頭	ニホンジカ 359万頭 イノシシ 98万頭	集計中	集計中	平成23年度比で半減 (ニホンジカ164万頭、イノシシ50万頭)		
—		—	—	—	—	—	—		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り

<絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存>

- ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方・早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(平成26年4月)に基づき、国内希少野生動植物種の指定や民間連携による絶滅危惧種保全の推進など、様々な施策を実施した。
- ・国内希少野生動植物種について、新たに45種を追加指定した。
- ・平成27年度以降、生息状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種について、時期を定めず必要に応じて個別に見直しを行うこととし、平成27年9月に哺乳類の一部の種(ゼニガタアザラシ、カモシカ)についてカテゴリー(ランク)を見直した環境省レッドリスト2015を公表した。
- ・これまで対象となっていなかった海洋生物のレッドリストの平成28年中の公表に向けて、引き続き「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」を開催し、第1次レッドリストの作成に着手している。
- ・国内希少野生動植物種の保全について、トキの保護増殖事業では、野生下で5年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成28年4月には両親ともに野生生まれ野生育ちのペアからヒナが巣立つなど、野生復帰の取組が一步前進した。また、平成27年5月末時点で、佐渡島の野生下で1年以上生存しているトキの羽数が78羽となり、当面の目標としていた「平成27年頃に60羽以上の定着」を達成できたため、新たな目標として「平成32年頃に佐渡島内に220羽のトキを定着させる」を掲げるなど、トキ保護増殖事業を着実に推進している。
- ・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、舟志ノ内地区におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング手法の開発等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種準備を進めた。
- ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組んだ。

<遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止>

(判断根拠)

- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成27年度は49件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。
- ・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成27年度には31箇所環境省直轄での防除事業を実施した。とりわけマンガースについては、継続的な取組により平成26年度までの生息密度低下が確認できている。
- ・平成25年に公布・26年に施行された改正外来生物法に基づき、ゴケグモ属の全種を特定外来生物として新たに指定し、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。

<野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化>

- ・平成27年5月29日に施行された改正鳥獣法に基づき平成27年度から都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金で支援し、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲を強化している。
- ・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、より確実な情報把握・共有を進めた。
- ・ゼニガタアザラシと漁業との共存をめざし、地域個体群の維持を図りつつ、科学的・計画的な管理を進めるため、改正鳥獣法に基づき、えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画を策定し、平成28年3月18日に公表した。

目標達成度合いの測定結果

評価結果

施策の分析	
次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンイシガメの輸出助言方針について見直しを検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるため、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・鳥獣法の基本指針について見直しを検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・ミゾゴイ、チュウヒ保護の進め方を策定するため、学識経験者が入った検討会を開催した。そのほか、学識経験者を含めた淡水魚保全のための検討会を設置し、二次的自然を主な生息環境とする淡水魚保全のための提言を得た。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	環境省レッドリスト2015・平成25年度鳥獣関係統計
---------------------------	----------------------------

担当部局名	野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	植田 明浩	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------	--------------------	-------	----------	---------